議題1　母子生活支援施設保護等の基準について

資料1

市名		各市の状況		
		（1）入所申込み前の調査項目及び保護する場合の判断基準	（2）保護後に福祉事務所が行う具体的支援及び同行支援の範囲	（3）退所させる際の判断基準
1	名古屋市	住宅困窮、経済的困窮	原則、施設入所中は施設（母子支援員、心理職等）が本人を支援する。但し、施設の状況により社会福祉事務所が支援する場合もあり、その内容はその都度異なる。	本人だけで育児ができるようになり、規則正しい生活習慣が身につくなど、本人と子どもが、家族だけで社会的に自律し、経済的に自立できるようになった時。
2	豊橋市	○入所申込み前の調査項目 入所の意思確認、暴力等危機の状況、本人及び世帯員の状況（生活歴・心身の状態・資力など）、身内等の援助の可能性 ○措置（保護）する場合の判断基準DVの場合、夫からの暴力により避難するための資力がない、頼る身内等がない母子。 住宅困窮の場合、住宅を確保するための資力がない、頼る身内等もなく、保護しないと路頭に迷う、またその惧れがあるなど、危機的状況にある母子	・施設からの聞き取りや現況報告書の提出などにより、随時母子の状況を把握。 ・必要に応じ、また最低でも年１回面談を行う。 ・各種行政手続きのため、住民票、戸籍、所得等の証明書を公用で取り寄せる。 ・各種行政手続きや裁判所への同行支援（入所施設で対応出来る場合を除く。）	入所時、自立に向けて2年を目途に退所を目指すよう指導。 退所の判断基準 ・就業し、借金を精算し、転居費用と退所後の一定の生活費を賄える貯蓄ができる。 ・傷病等で生活保護の継続はやむを得ない場合でも、母子生活支援員の援助を受けずに退所後安定して生活できる。 ・住宅困窮で入所した場合、住宅の確保ができて退所可能となる。
3	岡崎市	入所申込前の調査項目 ・愛知県の一時保護申出書内容に準ずる 保護する場合の判断基準 ・DV被害者の場合、緊急性及び危険性の有無 ・生活困窮、居所喪失状態の場合、児童の育成環境に相応しくないと判断できるか否か （具体例：ホームレス、車上生活者）	・岡崎市民の場合、住民票等の委任申請 ・施設入所時の家具什器買出し支援 ・施設入所時に行う措置先自治体での各種手続同行支援 ・保護命令申立て、離婚調停等の同行支援	施設入所時に本人及び岡崎市にて解決すべき問題等を洗い出し、それを元に自立支援経過意見書を作成するが、意見書の中で掲げた課題が概ね解決した段階を自立時期と判断している。 ただし、DV被害者の場合は安全確保が最優先事項であるため、他の課題が解決したとしても、危険度が高い場合、自立時期を遅らせることも有る。
4	一宮市	1.夫等の暴力により母子が避難をしており、安全な居住場所が必要なとき。 2.家庭内に児童福祉上不適切な同居人がいるとき。 3.暴力の影響等により一般の住宅に居住することについて不安感があり、施設で生活することにより精神的安心が得られるため自立促進に有効なとき。 4.離婚直後などで現在居住の住宅から退去を迫られており、転居先が無いときや、実家、友人宅等に一時居住しているが、住宅の状況などにより今後も同居を続けることが困難なとき。 5.多重債務等により経済的生活が破綻し、施設入所により生活再建を図ることが自立促進に有効なとき。 6.ストーカー行為その他の理由により母子の心身に危険があり、保護が必要なとき。	自立につながる行為で、施設が支援できないため施設から市へ相談があれば、やれる範囲でできるだけ行うつもりでいる。以前、最寄駅から裁判所まで本人と弁護士を送迎したことがある。	子育てと仕事の両立ができ、経済的に自立していること。ひとつの根拠としては、生活保護を受けずに生活が成り立つこと。
5	瀬戸市	・住居が確保されない。 ・収入が安定せず経済的な不安がある。 ・母の養育能力に弱さがあり、支援を必要とする。	・役所などでの手続きに同行 ・証明書類等の代理取得 ・法的手続きのための弁護士の紹介、必要に応じて同行(初回のみ)	・本人申し立てがほとんどであり、経済的な自立が確認されれば退所となる。 ・本市の場合、DV一時保護後の母子生活支援施設入所がほとんどであり、安全が確保されれば退所となる。
6	半田市	・調査項目に関しては、一時保護の際に利用する「愛知県女性相談センター一時保護依頼票」に記載する、母子生活支援施設に入所を希望するに至った経過や生活に関わる現況を集約している。 ・判断基準に関しては、明確な基準はないが、上記調査内容をもとに、保護者となる女子とその子どもの安全かつ安心な生活・養育環境の状況にあるか否かを判断するために、相　談者の居住先（転居あるいは避難先）の有無、所持金や預金といった生活資金の有無を含めた現況、相談者の施設入所の意思の有無などを確認して判断するようにしている。	・具体的支援については、定期面接を行い、自立に向けた進捗状況を確認し、相談助言や情報提供を行う。 ・同行支援の範囲は、市役所をはじめ家庭裁判所や警察などで離婚調停や事情聴取など必要な手続きの際にやむを得ず同行が必要と判断した場合に行う。そのため、本人単独で行える手続きは、基本的に本人に行ってもらっている。引っ越しの手伝いなどの作業は行っていない。	（夫婦関係の清算） ・離婚の成立 （経済的自立） ・自己破産の成立、就職し子どもの預け先が確保できた、住居が見つかった、引っ越し費用と新生活の準備資金が貯まった。 （精神的自立） ・母子ともに精神的に安定した。など 以上の要件に関して、施設支援員などからの報告、市担当職員と当該母子との面接により判断していく。
7	春日井市	（調査項目） 世帯の状況、相談の趣旨、健康状態、学歴・職歴・結婚歴、夫の状況、親族関係等、所得・資産・手持金の状況 （判断基準） 資産の状況、緊急性の有無	支援方針についての相談・調整 年１～2回程度の面接 入所施設のみで対応できない事態が起きた場合の対処 住民基本台帳事務における支援措置申出書への相談機関意見記載（DVの場合） ※同行支援が必要な場合は入所施設で対応。市では基本的には行わない。	入所後3年以内を前提に、 ・DVの場合、離婚の成立 ・貯蓄状況（転居資金がたまっているか） ・保育園への入園、小学校への入学 等を加味し判断。

市名		各市の状況		
		（1）入所申込み前の調査項目及び保護する場合の判断基準	（2）保護後に福祉事務所が行う具体的支援及び同行支援の範囲	（3）退所させる際の判断基準
8	豊川市	豊川市においては、主な理由としてDV等による保護がほとんどであり、生活困窮などの理由により実施した事例はありません。 ただし、相談があった場合は、母子の健康状態や経済状況などを調査し、生活保護担当と調整しながら、施設入所も考慮した上で、最善の方法を検討し対応することとしています。	市が実施する支援については、入所施設の地域、生活状況、緊急性などを考慮し、入所施設のある自治体などと連絡調整したうえで、対応を検討しております。入所者の入所理由や家族形態等により対応は異なっております。	退所については、入所者の意思によるものが多くを占めると思われます。しかし、本人の意思だけでなく、入所施設、入所施設のある自治体の関係部署などとも経済状況や家族形態など様々な要因を総合的に検討したうえで、退所時期などの判断をしております。
9	津島市	個々の事例により判断することとなるが、夫から妻への暴力を子に見せている場合も妻子ともに施設へ保護すると判断している。	移送先の小学校（教育委員会含む）、市区町村役所への同行。	離婚成立時が区切りではあるが、就労状況や一定の貯金額の有無が主な判断の対象となる。
10	碧南市	原則DV等により安全な生活が確保できない状況と考えているが、該当者がいないので、他市の状況をお伺いしたい。	該当者がいないため、他市の状況をお伺いしたい。	該当者がいないため、他市の状況をお伺いしたい。
11	刈谷市	配偶者（内縁を含む）からの暴力を受けた女性とその児童、また生活困窮のため居住場所がない母子。	住居の移転、児童手当など各種手当・保育園の申請・学校の転校手続きについて、必要があれば同行支援を行う。	DVなどの危険がなくなり母子が安全に過ごせる環境が整った場合、また母の金銭管理に問題がなく新たな生活の場において安定した生活を行える環境が整った場合。
12	豊田市	・基準は特に定めていない。 ・入所希望に至る経緯、親族の援助有無、母子の健康状態等聞き取ったうえで判断している。	・基準は特に定めていない。 ・母及び施設からの依頼により、必要性が認められれば協力している。	・基準は特に定めていない。 ・自立支援計画票に基づき、退所向けた目標（離婚等の成立、資金の確保等）が達せられていることを面接により確認している。
13	安城市	DV被害や経済的困窮等の家庭環境の中で生活している母子が、市の女性相談や警察を通じて一時保護後に入所をする事例が多いですが、相談時には、愛知県女性相談センター一時保護依頼票を用いて聞き取りをしています。 保護する場合の判断基準について明確には定めていません。母子の心身の健康状態や親族等の支援体制、経済状況などを確認した上で、本人の施設入所する意思を尊重し、本人が希望されれば措置を決定し、可能な限り関係機関と連携を図りながら、母子で自立が図れるよう支援しています。	入所する施設への移送及び入所時に必要な手続きや生活用品の買出しを含めて、必要な事前準備を同行して支援しています。 入所中においては、施設によって対応する内容は異なりますが、母親との定期的な面談を通じて、施設側と連携しながら必要な支援を行っています。裁判所への同行支援については、行っていません。	退所する際の判断基準について明確には定めていません。入所時の母子の問題が解決できたと判断できた場合、母親と施設側、市とで面談して、親族等の支援体制や自立に向けた準備の状態を確認した上で、本人の意向を確認し退所をしています。
14	西尾市	・明確な基準を作っていない。 ・警察より加害者が危険人物で、被害者の身に危険があり、保護が必要と判断した場合に、一時保護を経て入所。	・離婚届の不受理届　・生活保護の手続き ・国民健康保険証の作成 ・弁護士との初回面接　・堕胎のための病院受診等 ※女性センターや母子生活支援施設が「必要であるが同行できない」と言われた事柄すべてに同行する体制で検討している。	・離婚が成立しているか ・身の安全が確保できるか ・子どもが保育園や小学校に通うことができて落ち着いているのか ・経済的に生活保護を受給しなくても生活できる状態になっているか
15	蒲郡市	保護する場合の判断基準等については、特別に設けていない。 入所希望者があれば、福祉部局、健康部局及び病院機関等関係機関と保護の必要性についてケースごとに協議し、保護するか決定することになる。最近の事例では、DVによる一時保護からの入所に限定されているのが現状である。	入所時の同行支援や手当等受給手続き及び学校・保育所入所手続き等の支援を行っている。	保護する場合の判断基準同様、退所させる際の判断基準も、特別に設けていない。 母親の就労状況により、退所を促すが、DV被害の心理的な不安要素から自立できたとまでの判断に至れていないケースが見受けられる。
16	犬山市	○申込み前の調査項目 ・母親の勤労意欲 ・親子の心身の状態 ・自立の見込み ・子どもの人数と成長 ・所持金、預貯金、債務の有無 ・生活保護受給の必要性　・親族の支援　等 ○保護の判断基準 ・入所希望の有無 ・母親の自立意欲 ・母親の養育能力	・生活保護受給の申請手続き ・DV等の支援措置の手続き	・本人の意思 ・経済的自立の見込み ・子どもの成長 ・親族との関係（退所後の支援等） ・DV等の問題解消
17	常滑市	・DV、虐待からの避難などのケースが考えられる。 ・特に基準は設けていないが、親族の養育の可否や生活保護等の経済的支援の可否など周辺状況に留意して判断する。	・生活指導等や自立・退所へ向けての相談、面接 ・施設からの要請に基づく、年2回の自立支援計画票の策定	・特に基準は設けていない。 ・就労の安定、住居が見つかっていること。

市名		各市の状況		
		（1）入所申込み前の調査項目及び保護する場合の判断基準	（2）保護後に福祉事務所が行う具体的支援及び同行支援の範囲	（3）退所させる際の判断基準
18	江南市	調査項目は、「生活（困窮・DV等）の状況」、「住居の状況」、「配偶者との関係」、「主な近親者」があり、本人と必ず2回以上面談をしている。 原則、「緊急性が高い」、「親族等の協力が得られない」、「経済的に困窮している」ことを総合的に判断し、基準としている。	DV被害者等命の危険が迫っている母子の場合等必要に応じて、安全面を考慮し、教育委員会（学校）、保育、生活保護、児童手当の各種手続きを母子に同行支援する場合がある。	①本人との面談 ②施設（指導員、心理療法士等）の意見 ③住居を確保できるか ④学校、保育、仕事先など、生活環境が整っているか ⑤今後の見通しが明るいか 　を判断基準としている。 また、「解除に関する意見書」など、施設に措置解除が適当とする旨の届出を提出してもらい判断している。
19	小牧市	保護を必要とする理由、母子の心身の状態、生活保護などの福祉施策受給状況、本人の希望などを考慮し、保護するかどうかを判断しています。具体的には、DVやストーカーなどの被害を訴え状況が切迫していると判断された場合です。	入所者自身で行うのが基本的な考えですが、入所者に危害が及ぶ恐れがある場合などには、市が裁判所等に同行するなどの支援を行っています。	退所後の住まいの確保、母の就労状況、貯蓄額、心身の状況などを判断根拠にしています。明らかに退所後の生活が難しい場合を除き、施設の意見も聞きながら本人の意向を尊重しています。退所後も引き続き生活保護を受給するなど自立できていると言い難い事例もありますが、退所後に居住する市町村に情報提供するなどして対応しています。
20	稲沢市	【調査項目】 家族構成、保護を求めるに至った経緯、母子の心身状況、母の学歴・職歴、親族からの援助の有無・内容、所持金品、過去の相談・保護歴、在留資格・日本語能力（外国人の場合） 【判断基準】 母子生活支援施設について十分理解したうえで母子での自立を望んでいるか、母子に危険が及んでいるか、母の生活能力と親族等の援助で自立可能であるか	【具体的支援】 定期的な面談による状況確認と助言 戸籍、所得証明等の発行、離婚等の手続の仲介 【同行支援の範囲】 入所時の保護先市町村での諸手続き	・母子の安全性が確保されているか ・母子の精神状態が安定しているか ・就労や親族の援助により経済状況が安定しているか ・子どもが保育園・学校等での生活が安定しているか
21	新城市	【調査項目】「愛知県女性相談センター一時保護依頼票」に基づく項目を調査。その他状況判断で聞き取りを実施。 【判断基準】本人が保護を希望する場合、もしくは帰宅させたが、近日中に更なる危害を与えられる恐れがあると判断した場合。	住居移転や転校・転園など生活再建に関わる各種手続きの支援（場合によっては申請に同行）。 法律相談や裁判所などへの同行。	本人の申し出が原則。 住居、就労などの生活基盤が整う目途が立った場合は本人と協議し、退所時期を決定。
22	東海市	母子分離が適当でなく、安全確保が困難であると判断し、自立を目的とする旨の施設であることの理解が得られた場合。一時保護後の入所がほとんどであることから、具体的な判断基準については設けていない。	一時保護所から母子生活支援施設への移転、その際の各種手続き、場合によっては弁護士事務所や裁判所への同行など。	入所中の収支状況からみた財政的不安の解消、母子生活支援施設支援員や本人との面接により精神的不安の解消がされたと客観的に判断できる場合。ケースによって判断材料が異なるため具体的な判断基準は設けていない。
23	大府市	・配偶者のない女子又はこれに準ずる女子であって、その者の看護すべき児童の福祉に欠けるところがある時。例として、夫（同居男性）からのＤＶ、子どもへの虐待があり危険な状態があり相談者から相談を受けた時。	・定期的に入所者と面接し、生活状況を確認する。施設と連携し、入所時から退所までに必要な支援を確認していく。	・母子の精神面・収入が安定し自立に向かっての必要な貯蓄ができ、住居が決まった時。 ・母子生活支援施設と連携し退所できると判断した時。
24	知多市	明確な基準はありませんが、以下の項目等でその都度総合的に判断しています。 　１　DVや児童虐待を回避しようとするものであること（生活困窮等の理由では例がない） 　２　1の程度がひどく、警察に相談したり、医者にかかるほどの程度の外傷があること 　３　配偶者との離婚の意思があること 　４　親族等を頼ることができない相当の理由があること	・自立に向けた施設・本人との定期的面談 ・入所中に施設だけでは判断ができない事例があった場合の相談など ・裁判所での手続き等で施設から要請があった場合の同行	市として特に基準はなく、施設の自立支援計画に沿った判断に一任しています。長期間入所している世帯には、早期自立を促すようにしています。
25	知立市	規則、要綱等による判断基準は設けていないため、ケースバイケースで対応している。	保護施設が支援する範囲外の支援については、福祉事務所としては特に行っていない。	入所者が希望する場合であって、入所当初に存在した児童の福祉に欠ける部分が恒久的に解消される見込みがついたとき。
26	尾張旭市	・DV被害の詳細状況や緊急性 ・他に生活できる場の有無 ・入所に対する本人の意向 以上の点などを「保護調書」に従い聞き取ったうえで判断している。	・安全確保のため入所施設への送致 ・必要に応じ、生活保護手続きを支援 ・施設の基準や必要に応じた訪問面接の実施 ・就労、貯蓄など、自立に向けての助言	・DV被害のリスクが低くなっている。 ・自立した生活への意欲がある。 ・就労や保育などの条件が整っている。

市名		各市の状況		
		（1）入所申込み前の調査項目及び保護する場合の判断基準	（2）保護後に福祉事務所が行う具体的支援及び同行支援の範囲	（3）退所させる際の判断基準
27	高浜市	特段の定めはありません。調査項目については、『愛知県女性相談センター一時保護依頼票』を参考に、本人の生活状況、保護を必要とする理由等の項目を確認しています。保護の判断基準については、本人の希望によるところが大きいですが、身を寄せることのできる親族や知り合いの有無をはじめ、生活能力、育児能力等を総合的に勘案し、判断しています。なお、具体的な事例・事由については、母親の育児能力の欠如による支援が必要なケースやDVにより加害者から引き離すことが必要なケース等が挙げられます。	生活必需品等の持ち運びをはじめ、保護施設のある市区町村への生活保護の申請、国民健康保険の加入手続き、子どもの入園・転校等の公的な各種手続きに同行しています。また、入所後においても、施設側からの依頼に応じて、他機関での各種手続きについても支援することがあります。	施設側からの提供情報や母子との面談を踏まえ、総合的に判断していますが、最終的には、本人の意向を尊重しています。 ただし、母子の自立への意欲をはじめ、就労先での安定的な収入の確保、不測の事態に備えた預貯金、そして、母子ともにより良い生活を営むことができる環境を確保することができるようであれば、退所を勧奨するケースもあります。
28	岩倉市	本市における近年の母子生活支援施設での保護は、DV被害による事由が主になっています。DV被害による相談を受ける場合には、その被害状況、子どもの状況、家族・親族関係、就業状況、病気の有無、所持金・貯金、施設入所の意向などについて聞き取りをしたうえで、保護の必要性を判断しています。DV被害では愛知県女性相談センターでの緊急の一時保護が必要なケースも多く、センターとの連絡・調整も行いながら対応しています。	施設入所中に市が行う支援は、それぞれの状況が異なるため個別に判断をしていくことになりますが、施設所在地での住所移転、国民健康保険加入、生活保護の手続等で同行したケースがあります。	入所施設からの施設内外での生活・就労状況の報告、本人の意向、また施設側の意見も踏まえ、退所の可否の判断をすることとしています。判断のための主な根拠については、就労状況、貯蓄の状況、養育能力、退所後の生活基盤の確保の見込み、就労継続の見込み等により、母子の自立のための条件が確保されているかを確認しています。
29	豊明市	判断基準 　愛知県女性相談センターによる、平成24年10月改訂版 「DV相談マニュアル」を参考にしています。 児童の福祉に欠ける場合 　DV現場を見させられたことによる精神的児童虐待。	・自立支援計画への助言。 ・弁護士を通じての離婚手続き紹介。 ・住民基本台帳事務における支援措置申出書への証明（福祉事務所長） ・基本的に本人が手続きをおこなってもらう。（同行はしない）	希望する安全な公営住宅等へ入居決定し、その近隣地域での就労予定による児童の行き場の確保（保育所・学童保育）がされていること。
30	日進市	虐待やDVの状況、緊急度、被害者の意思等を確認し、保護の可否を決定する。	母子生活支援施設の申し込み手続き、必要があれば生活保護の申請を行う。	本人の自立目標、就労、児童の養育、家庭生活、退所における問題点を勘案し、判断する。
31	田原市	母子に対して著しく不利益が生じた場合（DV被害や居所が無くなった場合など。）	必要書類の手配や、情報の提供など。 これまでの事例では、施設の職員とお互い出来ることを話し合って調整してきた。（離婚調停、居所の確保、就労支援など）	本人の申し立てに基づき、退所後の安全性や安定的な生活ができると判断できる材料が揃ったときで、ケースバイケース。
32	愛西市	（1） 調査項目 ・ 母子生活施設入所認定調査書に基づく ① 本人及び世帯状況 ② 生活の状態 ③ 生活保護法の適用状況 ④ 住居の状況 ⑤ 配偶者との関係 ⑥ 主な親近者 ⑦ その他必要な事項（主な親近者の援助状況等） ⑧ 措置に関する調査員の意見 （2） 判断基準 ① DV被害者等居住先のない母子 ② 母の健康状態や養育力 ③ 経済状況 ④ 将来的に自立の見込みがあるか	(1) 具体的支援及び同行支援 ①　施設との情報交換及び定期的な面接 ②　家族（実家）と本人との連絡 ③　本人及び施設からの依頼により、必要書類（住民票・所得証明書・戸籍）などの手配をする。 ④　生活保護受給申請に同行支援	(1)　退所させる際の判断基準 ①　本人の意志 ②　施設の判断を優先 ③　本人の生活状況、就労等の実績及び今後に対する意欲
33	清須市	【調査項目】 ・申請者及び世帯の氏名、生年月日、職業などの情報 ・申請者の生活の状況、措置を希望するまでの経緯、生活保護の適用状況、居住の状態、婚姻状況、主な近親者 【判断基準】 本人の希望の有無による。希望がない場合で、児童の福祉に欠ける疑いがある場合は、児童相談所と協議の上、児童のみ一時保護をするなどの措置を検討する。	具体的支援及び同行支援などについては、施設がある役所での手続き関係全般を行う。最近では、子どもの入籍届の代行、及び入所前の光熱水費など未払い金の支払いなどを代行する。また、離婚調停における家庭裁判所への同行を行った。	保護期間は概ね2年間として、その間に自立するよう指導している。自立に係る判断については、本人との面談、施設での生活実態などを施設から聞き取り、総合的に判断する。

市名		各市の状況		
		（1）入所申込み前の調査項目及び保護する場合の判断基準	（2）保護後に福祉事務所が行う具体的支援及び同行支援の範囲	（3）退所させる際の判断基準
34	北名古屋市	1　親族等支援者の協力の有無 2　経済的状況 3　DVの場合は「母子の安全性」の確認 4　母親の養育能力の有無 5　本人の意志確認	1　定期的な面接：施設での生活状況、就労状況や子育て状況等の確認（年3～4回程度実施） 2　退所後の地域移行の際、ケース検討会の開催。 3　同行支援：ケースによって必要な際は、弁護士相談等同行支援を行う。	1　（DVが理由で入所の場合、安全であるか否か）相手と婚姻関係のある場合、離婚が成立した時期。また、相手からの探索行動が継続になっていないなど安全確認が整った時期。 2　（経済的安定）仕事を継続し預貯金がある程度出来た時期（最低50万円程度） 3　（子どもの養育態度の安定）施設退所後、安定して子どもの養育ができる体制が整った時期。 4　（生活場所の確保）自ら「ひとり親家庭」で生活をしていく自覚に芽ばえ、具体的な生活イメージがついた後、県営等住宅や民間住宅を探し入居できる準備が整った時期。
35	弥富市	・「生活困窮」の場合 家庭の収支状況や児童扶養手当、遺族年金受給者であるかなどを聴取し、児童の生活が保障されるかどうかを総合的に判断する。 ・「配偶者の暴力（DV）」の場合 DVの状況及び家庭環境などを聴取し、本人及び児童の安全が保障されるかどうかを総合的に判断する。	入所施設によって支援内容が相違するが、依頼があれば対応する内容は次のとおり。 ・「生活困窮」による入所 市役所、役場等関係機関への同行支援。転居支援。 ・「DV」による入所 生活必需品の購入支援。市役所、役場、警察、保育所、学校、医療機関等への必要な手続き及び同行支援。弁護士の紹介及び同行支援。家庭裁判所への同行支援。転居支援など。	・「生活困窮」による入所 就業、住居等が確定し、自立可能かどうかを総合的に判断する。 ・「DV」による入所 離婚が成立し、安全であることの確認と自立可能かどうかを総合的に判断する。
36	みよし市	母子の母がDVによる県の一時保護が終了した後、当該母の実家など親族宅に住めない場合の3例のみ、その他の判断基準がありません。	母子生活支援施設からの指示で、弁護士相談への同行支援、退所後の転入先自治体での児童手当、国保、教委などでの手続、家財道具の搬出・搬入等の同行支援、公用取得でない公簿（他市町の所得課税証明・戸籍謄本など）の発行を受けました。	本人の希望（1件）、本人の出奔（1件）、夫の探索による発覚（1件）です。
37	あま市	●調査項目 経緯、本人の成育歴、世帯状況、心身状態、生活状態、福祉施策受給状況、所持金、近親者の確認など ●判断基準 寄留先の有無、預貯金の有無、精神疾患などの有無、近親者などの援助の可否、退所後の将来設計などを確認し総合的に判断 ●児童の福祉に欠ける事例としては…DV・虐待があり早急に家を出たいが資金がなく、家を借りられない場合など生活保護申請と併せて案内	転入の際に役所や警察署等での手続きへ同行支援 おおむね2年以内に退所できるよう助言 入所時に預貯金の目標金額を設定させ自立の意識を持たせる 年1回以上は施設へ出向き面接にて現状の確認	母子の心身状況 入所時に定めた目標預貯金額が達成もしくは近い額まで貯まっているか 退所後の居住先や生活設計が確立しているかなど
38	長久手市	DV被害者の生活の場として母子生活支援施設に委託しているが、一時保護後、アパート等への入居が困難な場合や、親族による支援が困難な場合に活用している。 対応はケースバイケースであり、特に判断基準は設けていない。また、本市においては福祉事務所設立後、事例が1件しか発生していないため、判断基準等については今後の課題であると考えている。	DV被害者の一時保護後の支援は、すべて福祉事務所が行っている。	こちらも上記(1)と同じく、ケースバイケースである。施設退所後の生活の見通しを立てた上で、退所させることとなる。